

# EDINETにおける電子署名について

金融庁 総務企画局 企業開示課

2006年12月14日

## 1. 電子署名の導入

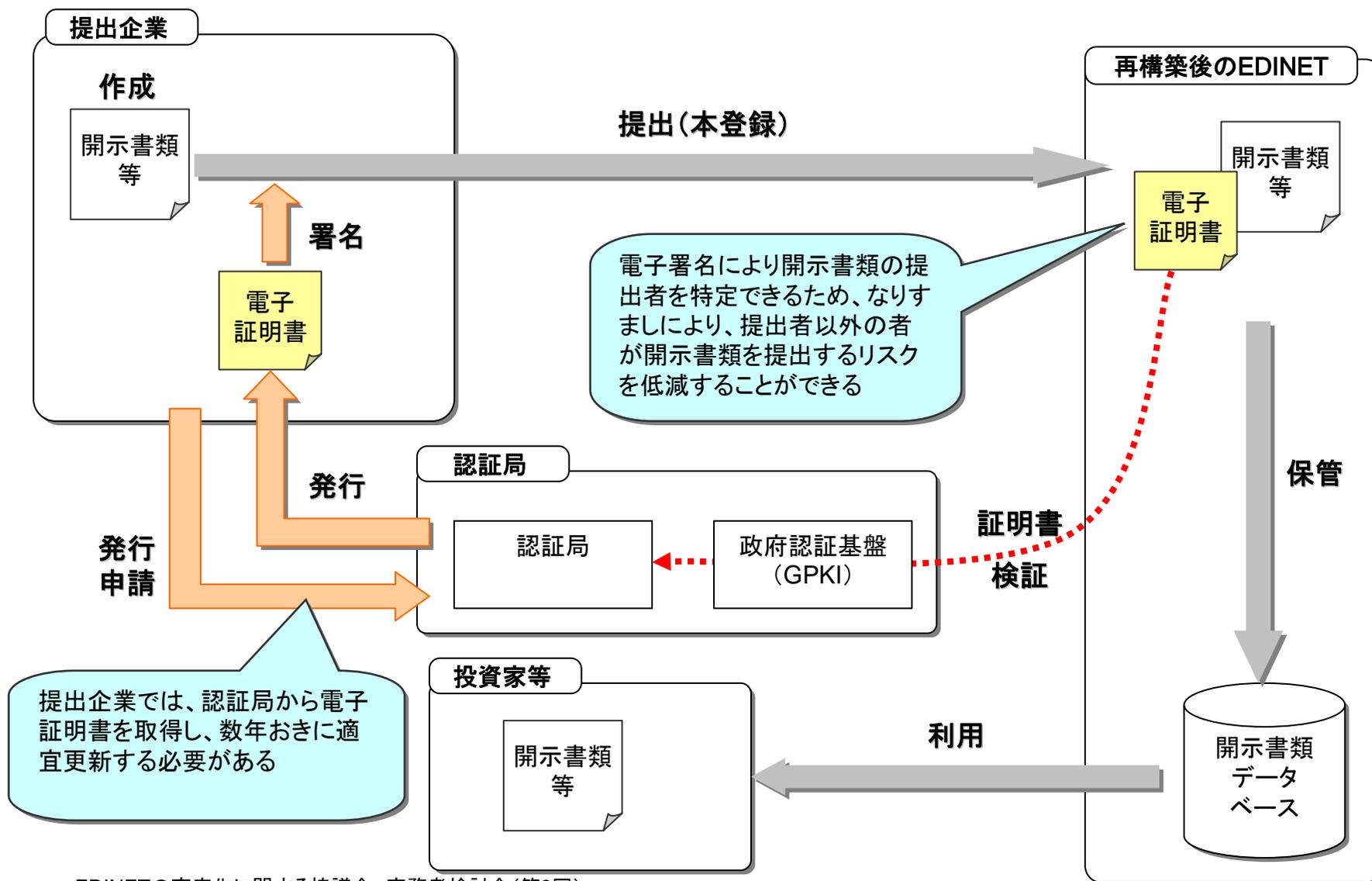
最適化計画では、セキュリティの強化を目的として、電子証明書を活用して認証機能等の拡充をすることが求められており、その目的として、『成りすましや虚偽報告(改ざんを含む)』のリスクを防止することが挙げられている。

このため、EDINETの再構築においても、現行EDINETで導入されている電子署名を引き続き導入し、書類提出時のなりすまし等のリスクの低減を図る。

なお、再構築後のEDINETでは、政府認証基盤(GPKI)に対応することにより、利用可能な認証局の増加を図り、提出企業等の利便性の向上を図る。

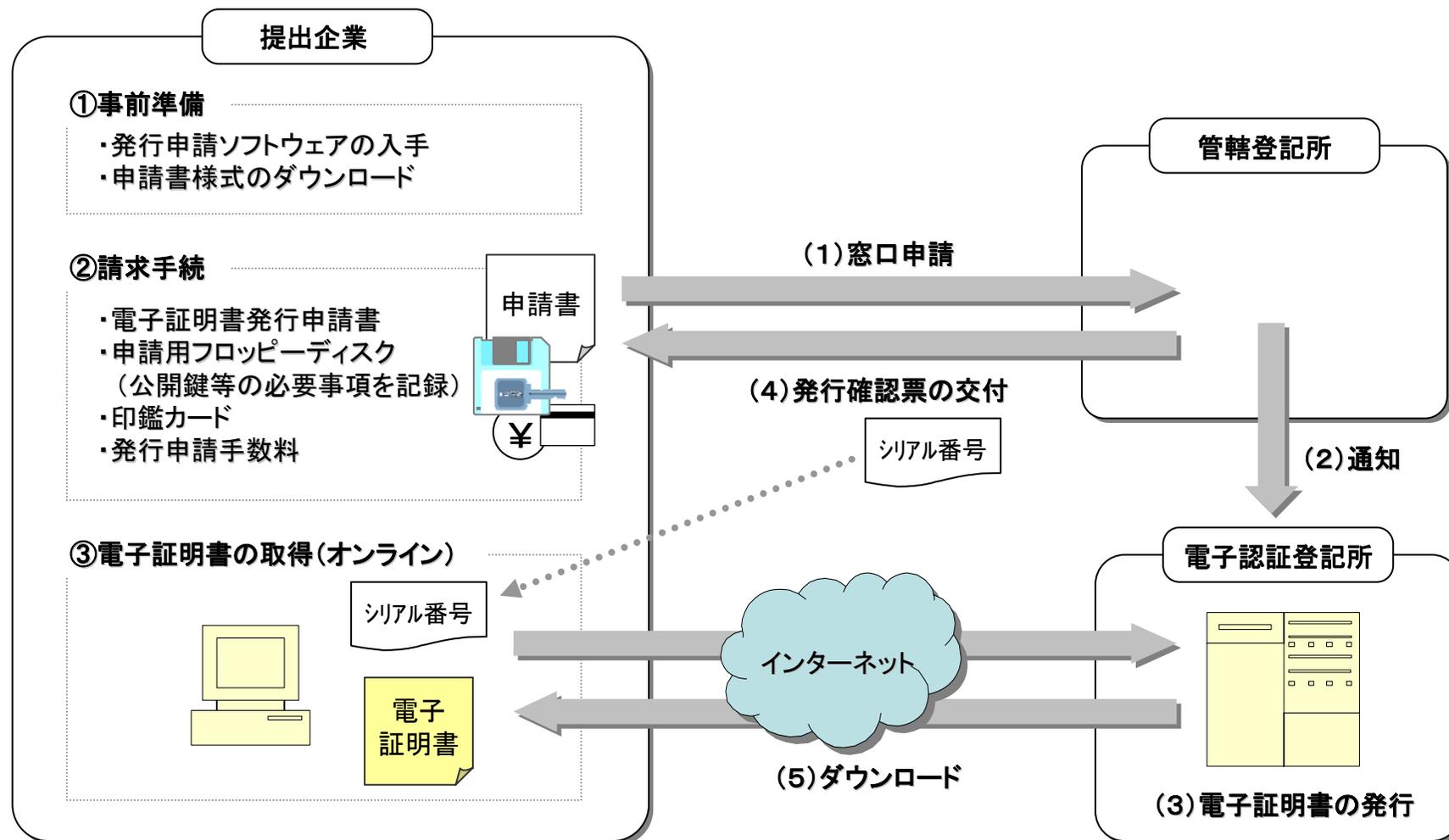
## 2. 電子署名の導入イメージ

電子署名の導入イメージは以下の通りである。



### 3. 電子証明書の取得手続き

電子証明書の取得手続きのイメージ(例)は以下の通りである。



※上記は法務省の「商業登記に基づく電子認証」における取得手続きの例。

なお、取得手続きは電子証明書を発行する認証局毎に異なるため、申請にあたっては各認証局に確認することが必要。

## 4. 電子署名の取扱い

電子署名の取扱い方式の比較は、以下の通り。

	方式① 任意	方式② 強く推奨	方式③ 必須
方式の定義	書類提出時の電子署名の添付は提出者の任意とする(現行方式)	書類提出時の電子署名の添付は提出者の任意とするが、システムの操作手順、画面表示等により、提出者に利用を促す	書類提出時の電子署名添付を必須とする
セキュリティの考慮	なりすましにより提出者以外の者が開示書類を提出するリスクについては、ユーザID／パスワードを管理する提出企業が責任を負う	同左 ただし、システムにより提出者に電子署名の利用を促すことで、更なるセキュリティレベルの向上を目指す	全ての開示書類に対して電子署名が付与されるため、なりすましにより、提出者以外の者が開示書類を提出するリスクを低減することができる
提出者への影響	なし(現行どおり)	同左	書類提出の事前準備として、電子証明書の取得、および有効期限の管理が必要となる
利用者への影響	なし(現行どおり)	同左 ただし、今後電子署名の利用者の増加に伴い、縦覧時に書類提出者を確認できる開示書類の比率が増える	電子署名添付を必須とするため、縦覧時に、全ての開示書類について、書類提出者を確認することができる